

意見公募要領

1 意見公募対象

利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言(案)」(別紙 1)

なお、本提言(案)の概要は別紙 2 のとおりです。

2 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法

意見書(別紙 1 に対する意見)については様式 1 に氏名(法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名)及び住所(主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R/RW、DVD±R/RW/RAM

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

○記録媒体等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5948

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費行政課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：c-policy/atmark/ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。

※上記アドレスへの広告宣伝メールの送信禁止

なお、メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社W o r dファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成23年8月22日（月）午後5時必着（郵送については同日付の消印有効）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称並びに代表者及び担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注 1)

電話番号

電子メールアドレス

利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつてはその名称、並びに代表者及び担当者の氏名を記載して下さい。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載して下さい。